

介護保険料率及び子ども・子育て支援金率について



1. 介護保険料率について

介護保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

介護納付金の額

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込み}}$$

令和8年度は、令和7年度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう **1.62%**（令和8年4月納付分から変更）とする。

令和7年度
1.59%



令和8年度
1.62%

※ 金額ベースで見た場合、月額48円（2,544円 → 2,592円）の増加となる見込み。（標準報酬月額32万円・労使折半後）

（参考）健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏ました見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 子ども・子育て支援金率について

子ども・子育て支援金率

子ども・子育て支援金率については、全ての保険者が納付すべき支援納付金の総額を全ての保険者の総報酬の総額で除したものを基礎として保険者が定めると健康保険法（令和8年4月1日改正施行）で法定される。

なお、保険者のうち被用者保険等保険者については、同負担金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持することが、子ども・子育て支援金法等の一部を改正する法律案の附帯決議の中で採択されている。

令和8年度は、政府予算案を踏まえた見込により0.23%（令和8年5月納付分から）が労使折半となる。

**令和8年度
0.23%**

※ 金額ベースで見た場合、月額368円となる見込み。（標準報酬月額32万円・労使折半後）

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
単年度収支差		132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。